



新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）

新型コロナワクチンを接種した人は、12月5日時点で、1回目22,164人（84.29%）、2回目21,840人（83.06%）となっています。

新型コロナワクチンについては、2回接種した場合でも、時間の経過とともに有効性が低下することが報告されていることから、追加接種（3回目接種）を実施します。

追加接種（3回目接種）を受けられる方は、2回目の接種を終了した日から原則8ヶ月以上経過した18歳以上の方です。

2回目接種から8ヶ月経過する方に接種券を順次送付しています。

なお、ここに記載した内容は国の方針変更等により今後変更する場合があります。

※例：令和3年6月に2回目接種を終えた方には、令和4年1月末に接種券を送付します

ワクチンについて

国から配分されるのは、ファイザー社ワクチンおよび武田／モデルナ社ワクチンです。1、2回目に接種したワクチンとは異なるワクチンを接種することができます。

接種方法について

個別接種（医療機関での接種）を実施しています。
令和4年2月から5月までの間は、るり色ふるさと館で集団接種を実施する予定です。

○特に追加接種をおすすめする方

- ・高齢者、基礎疾患を有する方などの「重症化リスクが高い方」
- ・重症化リスクが高い方の関係者・介助者（介護従事者など）などの「重症化リスクが高い方との接触が多い方」
- ・医療従事者などの「職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方」



予約の仕方について

予約については、送付された接種券に記載された予約の仕方に沿って予約を行ってください。

2月接種カレンダー（集団接種）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 14-16時	3 14-16時	4	5 14-16時
6	7	8	9 14-16時	10 14-16時	11	12 14-16時
13	14	15	16 14-16時	17 14-16時	18	19 14-16時
20	21	22	23	24 14-16時	25	26 14-16時
27	28	※ワクチン供給の状況等により日程を変更する場合があります。 ※3月以降の日程は決まり次第お知らせします。				

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

次ページへ続く

★2回目接種を終了した後に、うきは市に転入した方へ

追加接種（3回目接種）の接種券は、2回目接種後8カ月経過する方を接種記録から抽出して、送付することとなっています。

しかし、前の住所地でワクチン接種を受けたことについてはうきは市に記録がないため、2回目接種後にうきは市に転入した方については、8カ月経過する時期を把握できず、接種券を送付することができません。

そのため、うきは市に転入される前に2回目接種を受けた方は、うきは市に届け出をいただく必要があります。

届出方法については、下記のとおりです。

○提出書類

- (1) 接種券発行申請書（3回目接種用）
- (2) 接種済証または接種記録書の写し
- (3) 本人確認書類（免許証・保険証・マイナンバーカード等）の写し



詳細はこちら

○提出は郵送または持参

うきは市役所 3階 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

【郵送の場合】〒839-1393うきは市吉井町新治316

新型コロナウイルスワクチン接種対策室宛

※5～11歳の接種については、国の方針のもと、早ければ2月に開始できるよう準備中です。

ワクチンの副反応に関するご相談は・・・

副反応等に関する相談や副反応発生時の対応に関して、薬剤師がアドバイスをを行います。

●福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル※通話料がかかります

☎0570-072-972（9:00～21:00、土日祝日も対応）

※1・2回目の接種をご希望の方も引き続き受け付けています。

●問合せ 保健課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎73-7567



20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家計を支える人が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。



国民年金のポイント

1 老齢年金	老後を支えます
2 障害年金	病気や事故で障がいの状態になったときに支えます
3 遺族年金	加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

「学生納付特例制度」

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」（学生以外）

50歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

ご利用の場合は、申請が必要となります。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973